

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請
法29条第1項 （当初） 法第31条第1項 （変更）	登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合	① 1戸建ての住宅	標準計算法 仕様・計算併用法 仕様基準	200㎡未満	5,000円	3,000円
				200㎡以上	5,000円	3,000円
		② 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	標準計算法 仕様・計算併用法 仕様基準	300㎡未満	10,000円	5,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	11,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	23,000円
				5,000㎡以上	82,000円	41,000円
		③ 住宅以外	標準入力法 モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	300㎡未満	10,000円	5,000円
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	82,000円	41,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	129,000円	65,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	162,000円	81,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	203,000円	102,000円
				50,000㎡以上	243,000円	122,000円
	上記以外	④	標準計算法	200㎡未満	35,000円	18,000円
				200㎡以上	39,000円	20,000円
		⑤	仕様・計算併用法	200㎡未満	26,000円	13,000円
				200㎡以上	28,000円	15,000円
		⑥	仕様基準	200㎡未満	18,000円	10,000円
				200㎡以上	19,000円	10,000円
		⑦	標準計算法	300㎡未満	70,000円	35,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	116,000円	59,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	197,000円	99,000円
				5,000㎡以上	284,000円	142,000円
		⑧	仕様・計算併用法	300㎡未満	51,000円	26,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	85,000円	43,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	147,000円	74,000円
				5,000㎡以上	214,000円	108,000円
		⑨	仕様基準	300㎡未満	34,000円	18,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	58,000円	30,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	104,000円	53,000円
				5,000㎡以上	158,000円	80,000円
		⑩	モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	300㎡未満	88,000円	44,000円
				300㎡～1,000㎡未満	111,000円	57,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	147,000円	74,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	238,000円	120,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	310,000円	156,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	374,000円	187,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	439,000円	220,000円
				50,000㎡以上	503,000円	252,000円
		⑪	標準入力法	300㎡未満	229,000円	115,000円
				300㎡～1,000㎡未満	287,000円	144,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	371,000円	186,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	528,000円	265,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	652,000円	326,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	770,000円	385,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	878,000円	440,000円
				50,000㎡以上	987,000円	494,000円

- 法第29条第3項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し全ての手数料を合算します。
- 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を合算して申請することができます。
- 区分②、⑦、⑧、⑨の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。